

つがる西北五広域連合指定金融機関の指定

令和 年 月 日
告 示 第 号

地方自治法（昭和22年法律67号）第292条において準用する同法第235条第2項の規定に基づき、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項の規定により告示する。
なお、令和2年つがる西北五広域連合告示第8号は、廃止する。

記

指定金融機関 株式会社青森みちのく銀行五所川原支店

指定年月日 令和7年1月1日